平成２４年（フ）第５３号
広島県廿日市市阿品台５丁目７番１号
債務者　上地　房枝
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３号
広島市西区庚午北１丁目21番35―101号
債務者　中村　誠
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目11番３号
債務者　山内　彰
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
広島市安佐北区落合南３丁目28番26号
債務者　酒井　恵三
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７号
広島市西区庚午南２丁目34番42号
債務者　谷川　建美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
福岡県筑後市大字長浜499番地
債務者　靏　英典
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１４号
福岡県八女市本1448番地１
債務者　鶴本　秀一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２０号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　勝木　弥生（旧姓村上・鈴見）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第４号
大分県佐伯市大字戸穴1583番地
債務者　菅　友里恵
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
秋田市浜田字町ノ下17番地５
債務者　相場　優
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５号
秋田市寺内油田２丁目６番40号　レジデンス桑原Ｂ203
債務者　笹木　進
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６号
秋田市寺内油田２丁目６番40号　レジデンス桑原Ｂ203
債務者　笹木エツ子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８号
秋田市楢山太田町10番22号
債務者　高橋　啓子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７号
福井県敦賀市舞崎町２丁目23番19号
債務者　和泉　隆子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第７号
長野市青木島町綱島655番地２
債務者　横澤　雅子（旧姓石澤）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５４号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠327号
債務者　田春　英樹
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
京都市右京区西院平町８番地　デ・リード西大路高辻606号室
債務者　上田可奈美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
京都市南区西九条南田町４番地89　九条住宅407号
債務者　大同　誠
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係